

## 諮詢問書

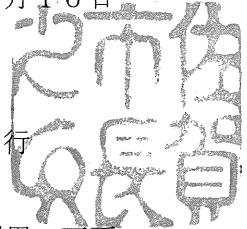
佐市市生第 1370号

平成20年10月16日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 諒問内容

佐賀市住民基本台帳情報の目的外利用について

学齢簿・就学援助システムの導入にあたり、住基情報（SHIPS）と連携して児童・生徒、世帯のデータを移行、更新するにあたり「個人情報目的外利用申請書」が提出されたが、住基情報（SHIPS）の個人番号、世帯番号を利用することについて可否を求めるもの

#### 2. 利用申請所属

教育委員会 こども教育部 学事課

#### 3. 目的外利用を行う個人情報の内容

住基情報（SHIPS）の個人番号、世帯番号

#### 4. 利用の効果

- (1) SHIPSと連携し児童・生徒及び保護者、世帯の情報を「学齢簿・就学援助システム」へ自動的にデータを取り込むことが可能となり、個人番号を利用してデータ移行、更新を行うことで、正確な学齢簿編纂ができる。
- (2) 児童・生徒とその同一の世帯を紐付けするために世帯番号を利用することで、就学援助申請者の認定作業時間が短縮される。
- (3) 転入学申請や就学援助申請等を行う保護者の待ち時間が短縮される。

#### 5. 目的外利用を行う個人情報の利用方法

SHIPSから最新情報データを取得し、「学齢簿・就学援助システム」内の登録のデータとの統合を行う際に、「個人番号」で「個人を特定」し、「世帯番号」は「世帯」を特定する作業の為に利用する。学齢簿や就学援助の認定の通知等帳票類には個人番号・世帯番号は記載しない。

#### 6. 利用期間

平成20年10月下旬～ (本システムの稼動は平成21年3月2日予定)

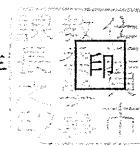
様式第3号（第4条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成20年10月8日

市民生活課長 石丸 忠夫 様

学事課長 入部 正年



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱 事務の名称	学齢児童・生徒の就学に関する事務 要保護及び準要保護児童生徒援助費に関する事務
個人情報の内容	学齢児童生徒及び世帯員の世帯番号、個人番号
利用業務名及び 利 用 目 的	学齢簿・就学援助システムに学齢児童生徒及び保護者の住基情報を取り込み、学齢簿の管理を行う。また、要保護及び準要保護児童生徒援助費（就学援助）の申請者については、世帯の情報を取り込み、審査業務を行う。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利 用 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る個人情報
利 用 期 間	平成20年10月下旬
利 用 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事務（経常） <input type="checkbox"/> 継続事務（定例） <input type="checkbox"/> 臨時事務

## 1、利用の目的

### 〔学齢簿〕

就学事務の根幹をなす学齢簿のデータは、小学校入学前年の10月1日の住民基本台帳により編制し、それ以降の義務教育終了時まで、児童・生徒及び保護者について住民異動、氏名変更等を加除修正しなければならない。

現在、新入学予定者の住基情報（SHIPS）からプリントアウトした紙の台帳を基に、小学校から中学校まで9年間に渡り、加除修正（具体的には、住所変更、氏名変更、転入者の追加、転出者の削除等）や検索を手作業で行なっている。

保護者ニーズの多様化、児童・生徒への教育的配慮、学校選択制など通学区域の弾力化に伴い、指定校以外へ就学する児童生徒数は増加している。さらに、合併による児童生徒数、学校数の増加など学齢簿に関する事務量は増え続けている。

その他、入学通知書や就学時健康診断通知書の発送、学級編制等について事務を行っており、学齢簿・就学援助システムを導入することで、情報の一元化、省力化、手作業から発生する誤記等が解消される。

個人番号の利用については、SHIPSから最新のデータを取得し、「学齢簿・就学援助システム」内の登録のデータとの統合を行う際に、「個人番号」で「個人を特定」することで、作業時間の短縮が図られ、さらに住記の正確な情報を取り込んだ学齢簿を編纂するためである。

### 〔就学援助〕

就学援助事務は、経済的に困窮している要保護及び準要保護児童生徒の家庭へ学用品費等、学校給食費及び医療費を支給している。

この事業は毎年度、認定作業を得て、在籍確認を行なったうえで支給している。

申請における認定・否認の判定は、申請時に保護者の同意を得た上で、対象者の住所・氏名・学校・世帯状況の確認や、住民基本台帳、住民税世帯情報照会システム（SHIPS）と照合し、世帯の所得の総計をもとに1件毎に照合し手計算等により判定している。

今回のシステム導入により、学齢簿のデータベースから就学援助対象者データを引用することにより、確認作業の省力化が図られ、事務作業の省力化、効率化が図られる。

さらに、世帯情報、税情報を連携することで、所得判定をスムーズ（自動認定処理）に行い、予算執行における正確性を保持するとともに、事務処理においては全体的（省力化、正確性、迅速性等）に向上が図られ、市民サービスの向上にも結びつく。

世帯番号については、SHIPSから取得した児童の「同一の世帯」を特定し、認定作業の時間短縮や正確な情報を得るためである。

## 2、利用の効果

学齢簿・就学援助システムは、SHIPSとのデータ連携を行うことにより、学齢簿と就学援助の児童及び保護者の最新情報を取得して業務の効率化を図るものである。

データ連携では SHIPS から取得した最新情報と「学齢簿・就学援助システム」内の登録のデータとの統合を行うが、その際のデータの紐付けの為に「個人番号」及び「世帯番号」が必要となる。

### ●個人番号について

「個人番号」は、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で個人に対して付している番号であり『個人を特定』するためのキーとなっている。

「個人番号」以外に「氏名」や「生年月日」を紐付けのキーとすることが考えられるが、氏名の変更がある場合や、同姓同名かつ生年月日も同じであるような方が複数存在する場合の自動処理に対応できない。また、個人番号により親の婚姻、離婚等で氏名の変更があった場合の2重の学齢簿の編纂を防ぐことなどもできる。

このシステムでは、「個人番号」で「個人」を特定する作業の為に利用することになっている。

### ●世帯番号について

「世帯番号」についても、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で世帯に対して付している番号であり「世帯番号」は『世帯を特定』するためのキーとなる。

「世帯番号」がない場合、SHIPS から取得したデータのみでは「児童」と「同一世帯の人員」とを紐付けすることができず、就学援助の自動での認定ができない。同一世帯を判断し、正確な情報により認定するためである。

このシステムでは、「世帯番号」は「世帯」を特定する作業の為に利用することになっている。